

# 議案第53号 資料

## 物件の概要

### 1 名称および区分等

名称及び員数	市ノ坪の富士講関係資料（木造食行身禄坐像及び造像記ほか関連文書類）	一括
年 代	江戸時代～明治時代	
所 有 者	個人	
所 在 地	川崎市中原区市ノ坪	
指 定 区 分	市重要郷土資料	

### 2 食行禄とは

食行身禄（1671～1733）は本名を伊藤伊兵衛という伊勢国（現：三重県）出身の商人で、元禄元年（1688）に江戸で富士行者・月行げつぎょうに弟子入りし、油売りを営みながら修行を積んだ。享保18年（1733）、庶民救済と世直しを祈願して富士山烏帽子岩で31日間の断食行を行い、そのまま入定した。

身禄の入定後、元文元年（1736）に身禄の弟子であった高田藤四郎が「身禄同行」という講を興したのが富士講の始まりとされ、その後次々と身禄の娘や弟子たちによって富士講が結成されていく。そうした富士講の隆盛に大きな役割を果たした人物の一人が、身禄入定を見守った田辺十郎右衛門と、その息子で富士吉田の御師、仙行伸月おし（中雁丸由太夫なかがんまるよしだゆう）である。彼らの布教により、食行身禄は救世主かつ富士信仰の偉大な先駆者として信者の崇敬をあつめ、江戸を中心としてその近郊にも数多くの富士講が結成されていった。

### 3 資料の内容

資料は川崎市中原区市ノ坪の個人が所蔵する木造彫刻とそれに関連する文書類である。

木造食行身禄坐像は富士行者・食行身禄の坐る姿をあらわした木造の肖像彫刻である。像高29.0cm、袖張33.0cm、膝張22.7cm、像奥24.6cm、寄木造り、彩色、彫眼。

関連文書類中の「食行身禄造像記」から、この彫刻は文化8年（1811）6月に「真行妙仲」が奉納した「食行身禄」一体であることがわかる。彫刻の製作もこの時であろう。またこの文書には、「一ノ坪、北加瀬、中丸子、井田、清沢、山田、荏田、下田、古市場、矢口、峯、羽根田」の村名とそれぞれの地域の行者名などが列記されており、文化8年の時点で、荏原郡、橘樹郡、都筑郡、久良岐郡とかなり広範囲に信仰圏が形成されていたことも読み取れる。

関連文書類中には他にも、富士講のお伝え等、講の活動を行う上で使用された資料が含まれている。

### 4 評価

市ノ坪の富士講関係資料は、木造食行身禄坐像の年代と奉納した人々の地域と名前が明らかであることなど、江戸時代後期の川崎市域の富士信仰の様相を物語る一級の資料であるといえる。



木造食行身禄坐像



食行身禄造像記

## 関係条例・規則

### 川崎市文化財保護条例（昭和34年川崎市条例第24号）

（指定及び認定）

第2条 川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、国又は県が指定する文化財以外の文化財で特に保存及び活用の必要があると認め  
るものがあるときは、次に掲げるそれぞれの文化財として指定することができる。

（1）市重要歴史記念物

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他有形の文化的所産で価値の高いもの、又は考古資料として重要なもの

（2）市重要習俗技芸

郷土芸能、工芸技術その他無形の文化的所産で歴史上又は芸術上若しくは民俗学上の価値の高いもの

（3）市重要郷土資料

衣食住、生業、民政、信仰、年中行事、娯楽、芸能等に関する物件で市民生活の推移を理解するための資料として価値の高いもの

（4）市重要史跡

古墳、寺跡、城跡、旧宅その他の遺跡で学術上の価値が高いもの

（5）市重要勝地

庭園、林叢、井泉、山岳その他の勝地で芸術上又は観賞上の価値の高いもの

（6）市重要天然記念物

動植物及び地質、鉱物等で学術上の価値の高いもの

## 川崎市文化財保護条例（昭和34年川崎市条例第24号）

（審議会）

第3条 教育委員会に川崎市文化財審議会（以下「審議会」という。）をおく。

2 審議会は、文化財の指定又はその保持者の認定並びに指定又は認定の解除、現状の変更その他必要と認められる事項に関して教育委員会の諮問に応ずる。

## 川崎市文化財保護条例施行規則（昭和34年川崎市教育委員会規則第2号）

（指定の申請）

第2条 条例第2条による指定を受けようとする者は、指定申請書に最近の写真その他必要な書類を添えて川崎市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。